

令和4年度第3回「広島市いじめ問題対策連絡協議会」配席図

会長 広島市立高等学校長会		副会長 広島弁護士会	
広島人権擁護委員協議会			広島市教育委員会 学校教育部 生徒指導課 いじめ対策推進担当課長
広島県臨床心理士会			広島市小学校長会
広島市医師会			広島市公立中学校長会
広島市PTA協議会			広島市児童相談所
広島県社会福祉士会	広島県警察本部	広島法務局	
事務局			
広島市教育委員会 学校教育部 生徒指導課	広島市教育委員会 学校教育部 生徒指導課	広島市教育委員会 青少年育成部 育成課	

令和4年度 第3回 広島市いじめ問題対策連絡協議会

日時 令和5年3月16日(木)

18:30～20:15

会場 中区役所6階 教育委員室

次 第

1 協議

- (1) 「いじめ問題24時間電話相談窓口」カードについて【資料2】
- (2) 啓発資料の作成について【資料3】

2 説明

- (1) 令和4年度広島市におけるいじめ防止対策について【資料4】

3 その他

- (1) 令和5年度の協議会の取組について

【配布資料】

- ・ 出席者名簿、配席図、実施要項
- ・ 資料1～4
- ・ 基礎資料A(設置要綱)、B(公開要領)、C(傍聴要領)

カード表

**SNSが  
相談する方法を解説**



**厚生労働省 広島市**

午後1時～午後5時 (13:00～17:00)  
月～金 休土日・祝祭日・年末年始・8/6

**こころのライン相談  
@広島県**

午後5時～午後9時 (17:00～21:00)  
火木土日に限ります

**【SNS相談 厚生労働省】**  
LINE、ツイッターなどで相談ができます。

まもろうよこころ
検索

つみが **SOS** を感じたら

広島市青少年総合相談センター

**いじめ110番**

あらゆる「子どものSOS」に関する電話相談です

**0120-0-78310**

**(082)242-2210**

※どちらにかけでも「いじめ110番」につながります



広島市いじめ問題対策連絡協議会(広島市教育委員会)  
デザイン作成: 基町高等学校 創造表現コース

**広島市のHPでも相談できます**

「子どものいじめに関する情報提供窓口」

広島市 子どものいじめ
検索



カード裏

電話で相談

お困りごと相談窓口一覧

・**広島市児童相談所**

☎ **082-263-0694** (月～金) 8:30～17:15

※休土日・祝祭日・年末年始・8/6

・【厚生労働省】虐待対応ダイヤル

☎ **189** (いちはやく) (24時間いつでも)

※近くの児童相談所につながります

・【広島法務局】子どもの人権110番

☎ **0120-007-110** (月～金) 8:30～17:15

※休土日・祝祭日・年末年始(時間外は留守電です)

・【広島県警察】ヤングテレホン広島

☎ **082-228-3993** (24時間いつでも)

・NPO法人ひろしまチャイルドライン

☎ **0120-99-7777** (月～日) 16:00～21:00

※休年末年始

・社会福祉法人 広島いのちの電話

☎ **082-221-4343** (24時間いつでも)

・【広島弁護士会】こどもでんわそうだん

☎ **090-5262-0874** (月～金) 16:00～19:00

※休土日・祝祭日・年末年始・GW・お盆



ほくたちが  
ついているよ

# ココロがSOSを感じたら

広島市青少年総合相談センター  
◎いじめ110番

あらゆる「子どものSOS」に関する電話相談です

0120-0-78310  
082-242-2110

※どちらにかけても「いじめ110番」につながります

広島市のHPからも相談できるよ  
「子どものいじめに関する情報提供窓口」

広島市 子どものいじめ

検索 🔍



◎LINEで相談窓口

厚生労働省 広島市

①~⑤ 13:00~17:00

※⑥土日・祝祭日・年末年始・8/6



こころのライン相談  
@広島県

①②③④⑤ 17:00~21:00



その他の相談窓口紹介(電話・SNS)

厚生労働省「まもろうよこころ」

検索 🔍

## ☎電話で相談窓口

広島市児童相談所 ①~⑤ 8:30~17:15  
☎ 082-263-0694  
※⑥土日・祝祭日・年末年始・8/6

【広島法務局】子どもの人権110番  
①~⑤ 8:30~17:15  
☎ 0120-007-110  
※⑥土日・祝祭日・年末年始(阿間外は留守電です)

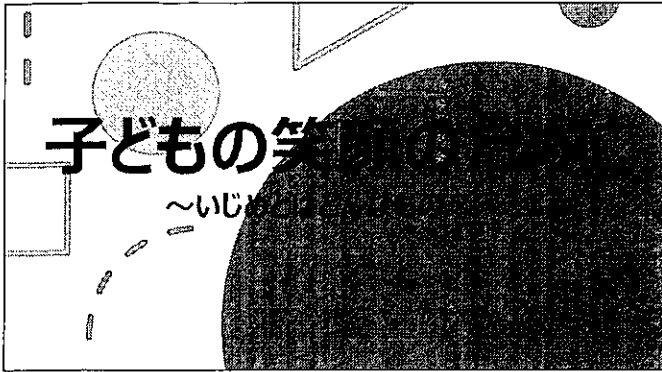
【厚生労働省】虐待対応ダイヤル  
☎ 189(いちはやく)  
※近くの児童相談所につながります

【広島弁護士会】こどもでんわそうたん  
①~⑤ 16:00~19:00  
☎ 090-5262-0874  
※⑥土日・祝祭日・年末年始・GW・お盆

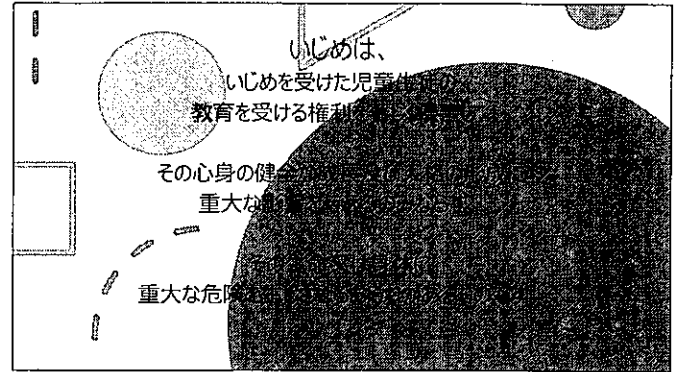
【広島県警察】ヤングテレホン広島  
☎ 082-228-3993

NPO法人ひろしまチャイルドライン  
①~⑤ 8:30~17:15  
☎ 0120-99-7777  
※⑥年末年始

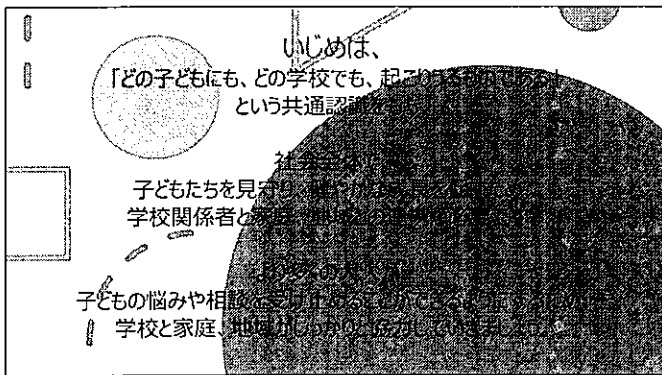
社会福祉法人 広島いのちの電話  
☎ 082-221-4343



- 保護者の皆様。
- 皆さんは、いじめを受けたことがありますか。逆にいじめをしてしまったことはありますか。
- 子どもたちをいじめから守り、子どもが笑顔で毎日を過ごせるようにするためには、子どもの周りの大人の協力が不可欠です。
- 保護者の皆様にも、いじめ防止対策推進法を正しく理解していただき、一緒に子どもの笑顔を守りたいと思っています。



- いじめは・・・
- これは、文部科学大臣が決定している「いじめの防止等のための基本的な方針」の中の「はじめに」にある文章です。
- いじめを軽く見るのではなく、どんないじめも見逃さず、早い段階で対応できるようにしましょうという意味です。



- シートを読む
- そのために、いじめを正しく理解し、社会全体で共通認識をもつことが重要です。
- このように、子どもの悩みや相談をより多くの大人が受け止めることができるように、広島市では関係機関が集まっていじめ問題について話し合う協議会があります。

### 広島市いじめ問題対策連絡協議会とは

**構成組織**

- 「広島市教育委員会」 「広島市立小・中・高等学校長会」
- 「広島市児童相談所」 「広島法務局」
- 「広島県警察」 「広島県臨床心理士会」
- 「広島弁護士会」 「広島市PTA協議会」
- 「広島市医師会」 「広島県社会福祉士会」
- 「広島人権擁護委員協議会」 計11機関及び団体

**活動内容**

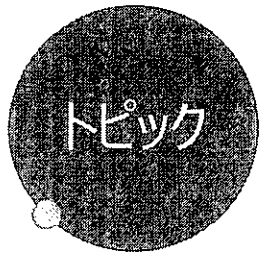
いじめの未然防止、いじめの早期発見及び認知したいじめへの対応について協議

**参考**

いじめ防止対策推進法第14条第1項

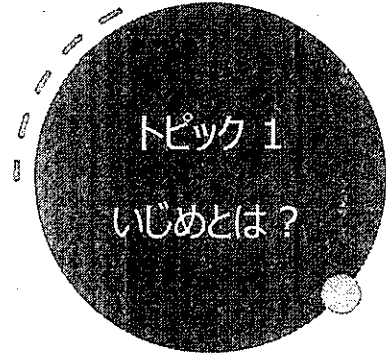
令和6年度版  
カード＆ポスター

- それは、「広島市いじめ問題対策連絡協議会」です。
- いじめ防止対策推進法を踏まえて本市が設置した協議会で、広島市では、計11機関及び団体で、年数回集まり、いじめを未然に防止したり、いじめを早期に発見、対応したりすることについて協議しています。
- 身近なところでは、広島市にある、公立、国立、私立の学校に在籍している全ての児童生徒に、相談できる電話番号やLINEを紹介するカードを配ったり、学校など子どもたちが集まりそうな場所にポスターを貼ったりしているのが私たち、広島市いじめ問題対策連絡協議会です。
- 最初にメッセージをお伝えしましたが、いじめから子どもたちを守るためには、いじめを正しく理解し、社会全体で共通認識を持って連携する必要があると考えています。
- 今日は、いじめについて、「いじめ防止対策推進法」をもとに、いじめについて一緒に考えていけたらと思います。よろしくお願いたします。

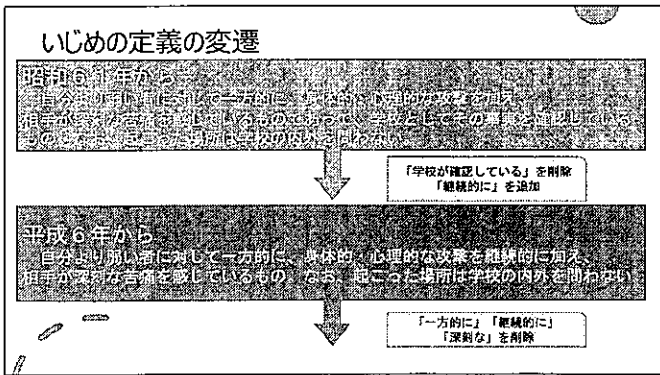


- 1 いじめとは？
- 2 いじめの構造
- 3 子どもを守るために
- 4 ネット上のいじめ
- 5 いじめのサイン

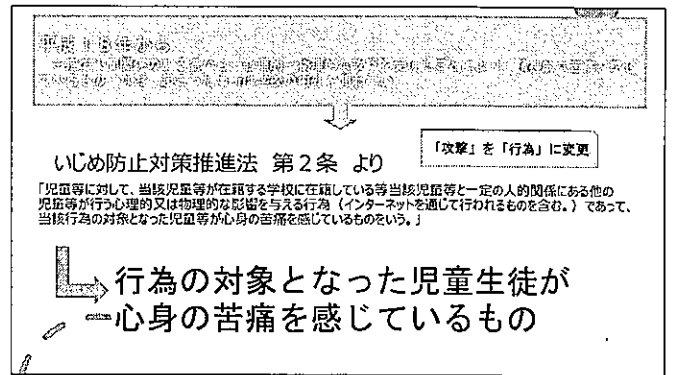
○お話しさせていただく、トピックです。  
 ○まずは、いじめは社会問題の1つとして、毎日のようにニュースや新聞で報道されます。そもそも、いじめとは、法律でどのように定義されているのでしょうか。  
 ○そこで、まずは、「1 いじめとは？」と「2 いじめの構造」というトピックで改めていじめについて説明します。  
 ○次に、いじめ防止対策推進法が平成25年にできましたが、その中で、子どもを取り巻く大人たちがすべきことが書かれています。そこで、「3 子どもを守るために」「4 ネット上のいじめ」について、法律で書かれている、いろいろな立場の大人の役割について説明します。  
 ○最後に、子どもをいじめから守るために、いじめのサインをキャッチし適切に対応することが求められています。  
 ○しかし、子どもが発するサインは本当に小さなものもあります。そこで、「5 いじめのサイン」とは、どんなものがあるか、説明したいと思います。



○まずは、「いじめとは？」です。  
 ○実は、いじめの定義は時代とともに変わってきています。  
 ○そこで、いじめの定義の変遷を見ていきましょう。

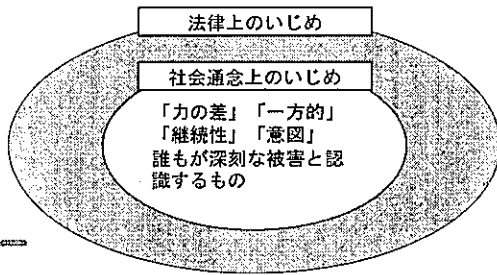


○さて、みなさんが子どもだったころは、どの定義で学校は対応していたのでしょうか。  
 ○昭和61年の定義では、いわゆる「弱い者いじめ」と言われたように、「弱い者に対して」「一方的に」といった言葉があります。  
 ○また、それがいじめかどうか、学校が事実を確認しないと、いじめだとは言われませんでした。  
 ○そして、平成6年の定義です。  
 ○ここでは、「学校が確認する」はなくなり、「いじめられた児童生徒の立場に立つ」となりました。  
 ○しかし、「継続的に」という言葉が入り、いじめは悪質なものだとの認識はまだありました。  
 ○そこから、「一方的に」や「継続的に」、「深刻な」という言葉が削除され、(クリック)



○平成18年の定義は、このようになりました。  
 ○そして、平成25年にいじめ防止対策推進法が施行され、法的に定義が決められました。  
 ○法律の言葉になっているので、少し難しいですが、要するに「(シートを読む)」は、いじめだということです。  
 ○先ほどの平成18年の時の定義との違いは「攻撃」が「行為」に変わっていて、悪意などの有無に関係なく、どんな気持ちであれ、行った行為そのものがいじめになると幅広いものへと変更されています。  
 ○このように、皆さんが子どものころの「いじめ」の定義とは本当に変わっていると思います。  
 ○子どもを守るため、子どもが何に悩んでいるのか、その悩みが小さな時から、大人が適切に悩みに気付いて支援できるようにするために、いじめを広くとらえるようになりました。

これっていじめ？

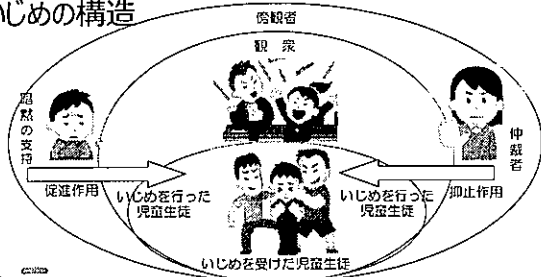


○したがって、社会通念上、「力の差」だったり、「一方的」だったり、「継続性」「意図」など、誰もが深刻な被害と認識するような行為、攻撃をいじめとらえるものよりも、現在の学校では、広いいじめを認識し、いじめの取組を行っています。  
○そうすることで、いじめが、いじめられている子どもにとって、重大なことになってしまうまえに、適切に対応していくようにしています。

トピック 2  
いじめの構造

○これは、皆さんも子どもの頃にあったかもしれません。  
○「いじめの構造」です。

いじめの構造

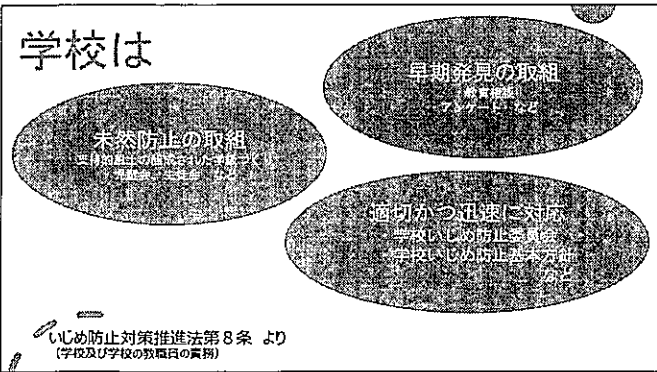


○このように、クラスでいじめが起こったときに、いじめを受けた児童生徒、いじめを行った児童生徒だけでなく、いじめの加害行為やいじめを行っている児童生徒をはやし立てる者、そして傍観者の中に、いじめを知らないが何もしない「暗黙の支持」そして、いじめを止めようとする「仲裁者」の5つの立場が存在します。  
○学校は、いじめを行った児童生徒だけでなく、それをはやし立てる者、知っていながら何もしない「暗黙の支持」も、いじめを受けた児童生徒にとっては、いじめに加担する行為として、指導を行うようにしています。

トピック 3  
子どもを守るために

○では具体的に、いじめから子どもを守るために、何ができるのか、何をしなければいけないか。  
○いじめ防止対策推進法から、子どもに関わっている大人、特に学校と保護者の役割について説明します。

## 学校は



いじめ防止対策推進法第8条より  
(学校及び学校の教職員の責務)

- まずは、学校の役割、責務です。
- 学校では主に3つの取組をします。まずは、未然防止の取組として、そもそもいじめを生まない集団づくりをします。
- そして、早期発見の取組として、教育相談やアンケートを通して、子どもたちの悩みを素早くキャッチします。
- さらに、いじめをキャッチしたときには、適切かつ迅速に対応します。
- これについては、更に細かいいじめ防止対策推進法に定められています。
- 大きく2つあって、1つは、学校いじめ防止委員会を設置し、先生個人ではなく、学校全体が組織で子ども一人一人を守るようになっています。
- そして、2つめは、学校いじめ防止基本方針を定めることが決まりになっており、学校は、この学校いじめ防止基本方針に従って、いじめに対する取組を行います。
- このように、学校では大きく3つ、「未然防止」「早期発見」「適切な対応」を行います。
- しかし、学校だけで全てのいじめを解消することは難しいのも事実です。
- そこで、このいじめ防止対策推進法第8条の学校の責務の1つに、  
(クリック)

## 学校は

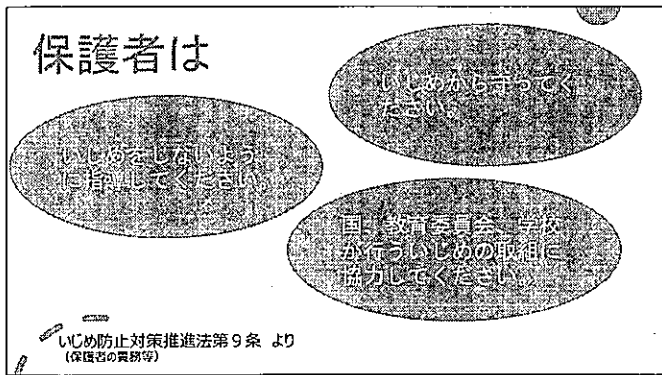
### 保護者、地域住民、児童相談所その他の関係者との連携を図りつつ・・・

- ⇒ その他の関係機関  
「スクールカウンセラー」「スクールソーシャルワーカー」  
「医療機関」「教育委員会」「警察」 など

いじめ防止対策推進法第8条より  
(学校及び学校の教職員の責務)

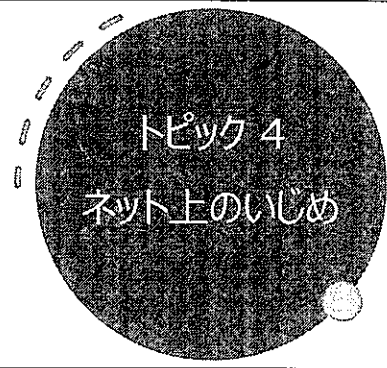
- 「保護者、地域住民、児童相談所その他の関係者との連携を図りつつ、」とあります。
- いじめを受けてSOSを発信している児童生徒に気付けるのがいつも学校とは限りません。
- 家でSOSを発信しているかもしれませんが、帰り道の公園で心配そうな顔をしているかもしれません。そういった、子どもたちのSOSを保護者、地域住民と共有してキャッチする必要があります。
- また、いじめの不安を解消するために、その児童生徒の状況に合わせた対応も求められます。そのため、児童相談所、カウンセラー、ソーシャルワーカー、医療機関などと連携することが必要な場合もあります。
- さらには、事実認定や、いじめを行った児童への指導という観点から、積極的に警察と連携するようにしています。
- このように、学校は、学校だけでいじめの被害から子どもたちを守るのではなく、我々、関係機関と連携することで、より安心できるようにしています。

## 保護者は



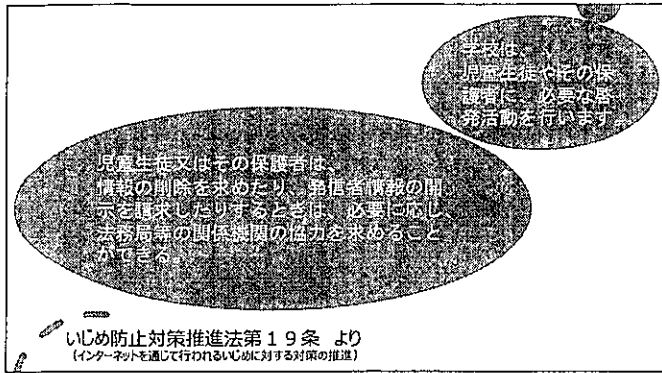
いじめ防止対策推進法第9条より  
(保護者の責務等)

- そして、いじめ防止対策推進法には、保護者の責務についても、書かれています。これも大きく分けて3つの役割があります。
- まずは、お子様がいじめを行わないようご家庭での指導をお願いします。もちろん、お子様がいじめをしているのではないかと疑うことはしたくないと思いますし、もし、ひどいいじめを行った場合は、お子様を叱ると思います。
- しかし、先ほど説明したように、いじめは社会通念上よりも広い範囲で定義されています。皆さんも、お子様に対して、「友達が嫌な気持ちにならないように考えて行動するんだよ」などと声をかけていることと思います。こうした声掛けが、いじめ防止につながると思っています。
- 次に、お子様がいじめを受けているなと思ったら、いじめから守ってください。いじめの行為に対して一人一人の子どもがどのように受け取るかは人それぞれです。子どもに寄り添って、しっかりと自分の分を聞いて子どもを守ってください。
- そして、国、教育委員会、学校が行ういじめの取組に協力をお願いします。
- ご家族で、お子様としっかりコミュニケーションを図られる際に、気になること等があれば、お子様の状況をまずは学校としっかりと情報共有し、一緒に守れるようにしていきましょう。



- このように、学校は、いじめの対応について、法律に従って取組を行っています。
- この法律の中で、ネット上のいじめについての条文があります。
- 「いじめ」は、インターネットを通じて行われるものでも、学校はいじめを積極的に認知し、解決に向けて取組を行います。
- しかし、ネットへの書き込み等は学校生活の場面で行われているわけではないので、いじめの証拠となる投稿が削除されたり、発信者の特定ができなかったりと、この対応については、保護者の協力が欠かせません。
- こうしたことから、法律でも学校の役割と、保護者の役割について決められています。

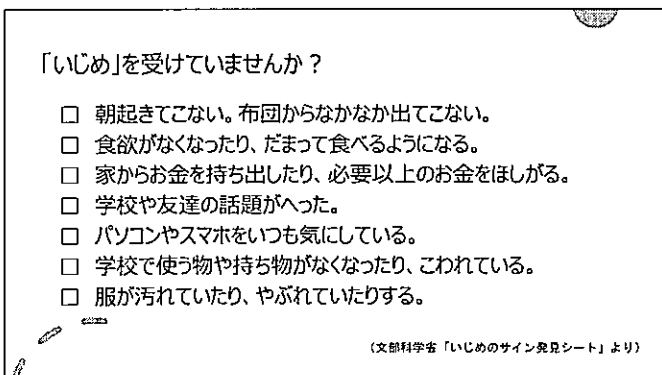




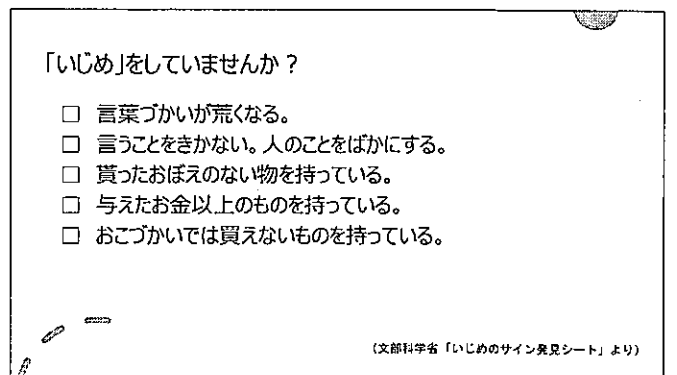
- インターネットを通じて行われるいじめについて、学校に相談があった場合、積極的にいじめだと認定し、取組を行います。
- 学校は、いじめの加害行為が止むように、いじめを行っている児童生徒を指導したり、いじめを受けた児童生徒を支援したりしています。
- しかし、インターネット上に掲載されている悪口を完全になくすることは難しい場合があります。また、加害行為としての書き込みを行っている人を特定することが難しい場合もあります。
- そのような時でも、インターネット上でいじめを受けた児童生徒又はその保護者であれば、インターネット上に書き込んだ悪口等の削除や、書き込みを行った人の情報の開示を求めて、法務局や警察などの関係機関に協力を求めることができます。
- 拡散等の危険を防ぐためにも、早急な相談と、関係機関への協力要請が必要です。



- 最後に、いじめのサインについてです。
- 最初にも言いましたが、いじめは身体や生命に重大な危険を生じさせるものとして、子どもに関わる全ての大人が子どもが発する小さなサインを見落とすことなく、大きな影響を及ぼす前に適切な支援を始める必要があると考えています。
- そこで、保護者の方にも協力をしていただきたく思い、自宅において見つけることのできる小さなサインの具体をお伝えしたいと思います。



○まずは、いじめを受けているかもしれないという視点での子どもが発するサインです。  
(シートを読む)



○次に、わが子がいじめをしているかもしれないという視点でのサインです。  
(シートを読む)

「あれ？」もしかしてと思ったら・・・

- 子どもにとって良き相談相手になってあげましょう。気持ちを受け入れてあげることが大切です。
- 様子がおかしくても、問いつめたり、結論を急いだりしないようにしましょう。
- 何があっても「守り抜く」「必ず助ける」ことを真剣に伝えましょう。
- いじめられている人が悪いわけではないと伝えましょう。
- 子どもに次のようなことは言わないようにしましょう。  
「無視しなさい」「大したことではない」「あなたも悪いところがある」  
「いじめられるほうが悪い」「弱いからいじめられる」

(文部科学省「いじめのサイン発見シート」より)

○そして、「あれ？もしかしてと思ったら・・・」  
(シートを読む)

21

「あれ？」もしかしてと思ったら、学校に相談しましょう。

その他にも・・・

- I いじめの相談をすることができます。
  - 「広島市青少年総合相談センター（広島市教育委員会）」  
・・・082-242-2110
  - 「ヤングテレホン広島（広島県警察）」  
・・・082-228-3993
  - 「子どもの人権110番（広島法務局）」  
・・・0120-007-110
  - 「こどもでんわそうだん（広島弁護士会）」  
・・・090-5262-0874

II 子ども・家庭に合わせた支援をします。  
・児童相談所・医師・スクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカー

○そして、「あれ？もしかして」と思ったら、まずは学校に相談してください。  
○また、その他にも、子どもやその保護者が抱える様々な悩みに対して相談できる機関があります。

22

ご家族だけで悩まずに、  
心配なことは  
相談しましょう。

○子どもを守るのは、保護者だけでなく、学校だけでもないと思います。私たち大人がみんなで、社会全体で守るものだと思います。  
○心配なことがあったら、ささいなことでも結構です。まずは相談してください。  
○そして、皆さんの大切なお子さんの笑顔を守るために、私たち大人が協力し合って対応していきましょう。

23

## 令和 4 年度 広島市におけるいじめ防止対策等の主な取組について（概要）

## 1 令和 4 年度の取組について

- (1) 支持的風土の醸成された学級づくりに係る取組の推進
  - ・ ハンドブックを活用した研修の実施
  - ・ 各学校の好事例収集及び、ハンドブックの実践事例集作成
  - ・ 具体的ないじめ事例を活用した教員向け研修資料及び、保護者向け啓発資料の作成
- (2) 教育相談の充実に係る取組の徹底
  - ・ 教育相談の意義や具体的な方法、相談に係るスキルなどについての研修の充実
  - ・ 全児童生徒に対する教育相談の実施状況の把握
  - ・ 各校が実施するアンケートの工夫に係る研修の実施
- (3) ライフスキル教育・MLB教育（SOSの出し方に関する教育）の充実
  - ・ ライフスキル教育の実施状況の把握
  - ・ MLB教育の全小中学校における実施に向けた実践発表
  - ・ 高等学校におけるMLB教育実施に向けた指導案作成
- (4) 学年間・学校間の情報引継ぎの定着
  - ・ 私立も含めた幼保小の引継ぎ状況の把握
  - ・ 校長会、生徒指導協議会において「統一様式」を用いた引継ぎの重要性について周知
- (5) 児童生徒による主体的ないじめ防止に向けた取組の充実
  - ・ 児童会、生徒会の活動の把握
  - ・ 文部科学省主催の「全国いじめ問題子供サミット」に、吉島中学校が参加

## 2 令和 5 年度の取組の方向性について

- (1) 支持的風土の醸成された学級づくりに係る取組の推進【継続】
  - ・ 支持的風土の醸成された学級づくりに向けた学校実践の周知及び好事例の再収集
  - ・ 支持的風土の醸成された学級づくりに向けた授業づくり
  - ・ 改訂された生徒指導提要进行を活用した研修の実施
  - ・ 地域と連携したいじめ防止の取組（保護者向け啓発資料の活用）
  - ・ 教員の意識の向上に向けた取組（教員向け研修資料の活用）
- (2) 教育相談の充実等によるいじめの積極的な認知【新規】
  - ・ アンケート実施に向けた工夫（ICTの活用など）
  - ・ アンケートと教育相談の年間計画の充実にに向けた研修
- (3) ライフスキル教育・MLB教育（SOSの出し方に関する教育）の充実【継続・拡充】
  - ・ 学校によるライフスキル教育及びMLB教育の実践発表
  - ・ MLB教育の高等学校における先行実施
- (4) 学年間・学校間の情報引継ぎの定着【継続】
  - ・ 校内における引継ぎ資料の活用に向けた周知
- (5) 児童生徒による主体的ないじめ防止に向けた取組の充実【継続】
  - ・ 各学校の児童会・生徒会の取組の好事例の収集及び周知
  - ・ 文部科学省主催の「全国いじめ問題子供サミット」や市PTA協議会主催の「広島市いじめ問題子どもサミット」への積極的な参加